

# 広島県労働委員会活動指針

H30.3.9

## 1 目指すべき姿

労使間の健全で円滑な関係の下で、労働者が安心して、ライフスタイルに合った多様な働き方ができる魅力ある雇用・労働環境の創出と使用者の安定した事業経営が図られ、県経済の活性化と活力ある地域社会が実現されています。

## 2 広島県労働委員会のミッション

公・労・使委員からなる三者構成の強みを生かし、労使間の健全で円滑な関係を構築するため、

- ・ 集团的労使紛争処理の専門機関として、事件を公正、迅速、的確に処理します。
- ・ 個別労働関係紛争事件について、他の紛争処理機関等と連携し、実情に即し迅速かつ適正に解決します。
- ・ 情報発信等を通じて、労働問題解決等のスキルや知識の向上を図り、自律的な紛争解決を支援します。

## 3 施策の展開

### (1) 取組の方向性

- ・ 迅速・的確な集团的労使紛争の処理
- ・ 多様化する個別労働関係紛争への対応
- ・ 自律的な紛争解決の支援
- ・ 労働委員会活動に係る情報発信の推進
- ・ 委員・事務局職員の資質向上

### (2) 推進方法

具体的な取組（事業）については、毎年度、事業計画を作成し、PDCA方式により目標達成状況を把握しながら実施します。

## 4 施行等

平成30年4月1日から施行し、労働委員会を取り巻く環境変化に対応するため適宜、点検を行います。